

# 就学援助制度について

刈谷市教育委員会  
教育部学校教育課

刈谷市在住で小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

援助を希望する保護者は、それぞれの小中学校に申請書を提出します。刈谷市教育委員会は、学校長の意見をもとに、下記の認定基準により審査し、認定します。

認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

記

## ◎認定基準

### 要保護

- ・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

### 準要保護

- ・生活保護の停止または廃止を受けた方
- ・要保護に準ずる程度に困窮している方
- ・市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
- ・国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
- ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方
- ・その他の理由で経済的に困りの方

(保護者の合計所得金額が、所得基準額に満たない方)

所得基準額

世帯人数	保護者の合計所得金額
2人	2,706,000円
3人	3,124,000円
4人	3,542,000円
5人	3,960,000円
6人	4,378,000円

※この表はあくまでも目安です。家族構成や個別の状況により異なります。

令和8年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（R8.4.1）

費 目	対 象 者		R8年度単価
新入学児童生徒学用品費 (1学期分に支給)	小学校新1年生		64,300円
	中学校新1年生		81,000円
学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給)	小学校	1年生	11,630円
		2～6年生	13,900円
	中学校	1年生	22,730円
		2、3年生	25,000円
修学旅行費 (実施学期分に支給)	小学校	準要保護児童	実費
		要保護児童	
	中学校	準要保護生徒	実費
		要保護生徒	
校外活動費 [宿泊を伴わないもの] (実施学期分に支給)	小学校	1～6年生	1,600円
	中学校	1～3年生	2,310円
校外活動費 [宿泊を伴うもの] (実施学期分に支給)	小学校	1～6年生	3,690円
	中学校	1～3年生	6,210円
学校給食費 (学期ごとに支給) (学校が給食センターへ納入)	小学校	1～6年生	※給食費無償化のため支給無
	中学校	1～3年生	1食 280円